

改訂の主なポイント

1. それぞれのアクションの明確化

○学校のアクション

- ・より実効ある対応ができるよう、〔未然防止〕〔早期発見〕〔早期対応〕に整理し、それぞれに対する行動を明確化
- ・組織的な対応を図るため、学校におけるいじめ防止等の対策の中核となる組織として、「いじめ対策委員会」の常設を徹底
- ・すべての教員が、いじめが発生した場合、迅速かつ適切に行動できるように、とるべき行動を対応すべき順に整理

○子どものアクション

- ・子どもたち自身が、自分たちでできることを考え、行動にうつすことが大切であることから、「いじめられている人」「いじめている人」「周りで見ている人」に整理して、それぞれの行動を具体的に明記

○保護者・地域のアクション

- ・保護者や地域との連携を深めるため、保護者や地域の行動を実際の場面に即してより具体的に示し、PTA等の研修会での活用を働きかけ

2. 「理論編」の新設

学校・家庭・地域それぞれが、いじめに対する理解を深め、認識を共有し連携して行動していくため、新たに、「理論編」を新設

〔ポイント〕

- いじめ防止対策推進法における「いじめの定義」を明記
- いじめは、加害者・被害者・観衆・傍観者という「四層構造」の中で発生するものであり、この構造における子どもの関係性に注目して対応していくことを明記
- いじめは、人間関係から生じる関係性の病理であることなど、いじめの構造からみえてくる「いじめの特徴」を3点に整理して明記
- これらを踏まえ、いじめに対する基本的な姿勢を示したうえで、特に、「学校における6点の対応の基本」を明記